

第6 県税制の状況等

1 県税制の状況

税目	平成24年度	平成25年度
県民税	<p>1. 法人</p> <p>(1) 均等割</p> <p>ア 資本金等の額が1千万円以下等の法人 年額 20,000円 (年額 21,000円)</p> <p>イ 資本金等の額が1千万円を超え 1億円以下の法人 年額 50,000円 (年額 52,500円)</p> <p>ウ 資本金等の額が1億円を超え 10億円以下の法人 年額 130,000円 (年額 136,500円)</p> <p>エ 資本金等の額が10億円を超え 50億円以下の法人 年額 540,000円 (年額 567,000円)</p> <p>オ 資本金等の額が50億円を超える法人 年額 800,000円 (年額 840,000円)</p> <p>平成19年4月1日から開始する事業年度から、均等割額に5% (水と緑の森づくり税) を加算。() は水と緑の森づくり税を含めた額</p> <p>(2) 法人税割 100分の5.8 ただし、資本金1億円以下でかつ、法人税額が年1,000万円以下の法人 100分の5</p> <p>2. 個人</p> <p>(1) 均等割 1,500円 (うち500円は「水と緑の森づくり税」分)</p> <p>(2) 所得割</p> <p>ア 所得割 (分離課税に係る所得割を除く。) 課税所得の4%</p> <p>イ 分離課税に係る所得割</p> <p>(ア) 退職所得 課税所得の4% ただし、当分の間、上記によって求めた税額の100分の90の額 (適用期限 平成24年12月31日まで)</p> <p>(イ) 譲渡所得</p> <p>a 長期譲渡所得</p> <p>① 一般の長期譲渡所得 課税長期譲渡所得金額× 2.0%</p>	<p>1. 法人</p> <p>(1) 均等割</p> <p>ア 資本金等の額が1千万円以下等の法人 年額 20,000円 (年額 21,000円)</p> <p>イ 資本金等の額が1千万円を超え 1億円以下の法人 年額 50,000円 (年額 52,500円)</p> <p>ウ 資本金等の額が1億円を超え 10億円以下の法人 年額 130,000円 (年額 136,500円)</p> <p>エ 資本金等の額が10億円を超え 50億円以下の法人 年額 540,000円 (年額 567,000円)</p> <p>オ 資本金等の額が50億円を超え 100億円以下の法人 年額 800,000円 (年額 860,000円)</p> <p>カ 資本金等の額が100億円を超える法人 年額 800,000円 (年額 880,000円)</p> <p>平成24年4月1日～平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について、均等割の標準税率に1,000円～80,000円 (水と緑の森づくり税) を加算。() は水と緑の森づくり税を含めた額</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>イ 分離課税に係る所得割 (ア) 退職所得 課税所得の4%</p>

税 目	平成24年度	平成25年度
県民税	<p>② 優良住宅地等に係る長期譲渡所得</p> <p>(i) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の部分 課税長期譲渡所得金額× 1.6%</p> <p>(ii) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円超の部分 (課税長期譲渡所得金額-2,000万円)×2.0%</p> <p>③ 居住用財産に係る長期譲渡所得</p> <p>(i) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の部分 課税長期譲渡所得金額× 1.6%</p> <p>(ii) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円超の部分 (課税長期譲渡所得金額-6,000万円)×2.0%</p> <p>b 短期譲渡所得</p> <p>① ②以外の短期譲渡所得 課税短期譲渡所得金額× 3.6%</p> <p>② 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得 課税短期譲渡所得金額× 2.0%</p> <p>(ウ) 事業所得等</p> <p>a 土地等に係る事業所得等</p> <p>① 土地等に係る課税事業所得等の金額× 4.8%</p> <p>② {(土地等に係る課税事業所得等の金額+課税総所得金額)×通常税率-課税総所得金額×通常税率}×110%</p> <p>①、②のいずれか高い金額 (平成10年1月1日から平成25年12月31日までの譲渡所得等については、課税の特例は適用しない。)</p> <p>3. 利子割 支払いを受けるべき利子等の額の 100分の5</p> <p>4. 配当割 支払を受けるべき特定配当等の額の100分の3 (平成16年1月1日以後の配当から適用)</p> <p>5. 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額の100分の3 (平成16年1月1日以後に発生する所得から適用)</p>	<p>同 左</p> <p>同 左 (適用期限 平成25年12月31日まで)</p> <p>同 左 (適用期限 平成25年12月31日まで) 平成26年1月1日から 支払いを受けるべき特定配当等の 額の100分の5</p> <p>同 左 (適用期限 平成25年12月31日まで) 平成26年1月1日から 特定株式等譲渡所得金額の100分 の5</p>

税 目	平成24年度	平成25年度
事業税	<p>1. 法人（平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用）</p> <p>(1) 電気供給業、ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の 100分の0.7</p> <p>(2) その他の事業を行う法人</p> <p>ア 特別法人 所得のうち年400万円以下の金額の 100分の2.7 所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の 100分の3.6</p> <p>イ 外形標準課税が適用される法人(資本金1億円超) 付加価値額の 100分の0.48 資本等の金額の 100分の0.2 所得のうち年400万円以下の金額の 100分の1.5 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の 100分の2.2 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の 100分の2.9</p> <p>ウ その他の法人 所得のうち年400万円以下の金額の 100分の2.7 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の 100分の4 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の 100分の5.3</p> <p>(3) 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本の金額又は出資金額が1,000万円以上の ものが行う事業に対しての所得に係る税率は、上記によらず、 特別法人にあつては 100分の3.6 外形標準課税適用法人にあつては 100分の2.9 その他の法人にあつて 100分の5.3</p> <p>2. 個人</p> <p>(1) 第1種事業 事業の所得の 100分の5</p> <p>(2) 第2種事業 事業の所得の 100分の4</p> <p>(3) 第3種事業 ((4)のものを除く。) 事業の所得の 100分の5</p> <p>(4) 第3種事業のうち、あんま、はり、きゅう、柔道整復その他の 医業に類する事業及び装蹄師業 事業の所得の 100分の3</p>	<div data-bbox="1029 331 1353 495" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>平成20年9月30日以前に 開始する事業年度に適用さ れる税率は条例を参照</p> </div> <p style="text-align: center;">同 左</p>
地方消費税	消費税額の100分の25	同 左

税 目	平成24年度	平成25年度																																																																		
不動産取得税	課税標準額の 100分の4 ただし、不動産の取得時期によって次の特例税率となる <table border="1" data-bbox="383 358 965 537"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取得時期</th> <th rowspan="2">土地</th> <th colspan="2">家屋</th> </tr> <tr> <th>住宅</th> <th>住宅以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15. 4. 1-18. 3. 31</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>18. 4. 1-20. 3. 31</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>3. 5%</td> </tr> <tr> <td>20. 4. 1-27. 3. 31</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>	取得時期	土地	家屋		住宅	住宅以外	15. 4. 1-18. 3. 31	3%	3%	3%	18. 4. 1-20. 3. 31	3%	3%	3. 5%	20. 4. 1-27. 3. 31	3%	3%	4%	同 左 (適用期限 平成27年3月31日まで)																																																
取得時期	土地			家屋																																																																
		住宅	住宅以外																																																																	
15. 4. 1-18. 3. 31	3%	3%	3%																																																																	
18. 4. 1-20. 3. 31	3%	3%	3. 5%																																																																	
20. 4. 1-27. 3. 31	3%	3%	4%																																																																	
県たばこ税	旧3級品以外の税率 1,000本につき 1,504円 旧3級品の税率 1,000本につき 716円	旧3級品以外の税率 1,000本につき 860円 旧3級品の税率 1,000本につき 411円																																																																		
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の等級ごとの税率 1級 1人1日につき 1,160円 2級 " " 1,090円 3級 " " 1,020円 4級 " " 950円 5級 " " 870円 6級 " " 800円 7級 " " 730円 8級 " " 650円 9級 " " 580円	同 左 同 左																																																																		
自動車税	標準税率 <table border="1" data-bbox="363 1176 1024 2083"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>(年額円)</th> <th>(年額円)</th> </tr> <tr> <th>営業用</th> <th>自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">乗 用 車</td> <td>総排気量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1ℓ以下 電気自動車</td> <td>7,500</td> <td>29,500</td> </tr> <tr> <td>1ℓ超1.5ℓ以下</td> <td>8,500</td> <td>34,500</td> </tr> <tr> <td>1.5ℓ超2ℓ以下</td> <td>9,500</td> <td>39,500</td> </tr> <tr> <td>2ℓ超2.5ℓ以下</td> <td>13,800</td> <td>45,000</td> </tr> <tr> <td>2.5ℓ超3ℓ以下</td> <td>15,700</td> <td>51,000</td> </tr> <tr> <td>3ℓ超3.5ℓ以下</td> <td>17,900</td> <td>58,000</td> </tr> <tr> <td>3.5ℓ超4ℓ以下</td> <td>20,500</td> <td>66,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">ト ラ ック 〔 タ ン ク 車 を 含 む〕</td> <td>4ℓ超4.5ℓ以下</td> <td>23,600</td> <td>76,500</td> </tr> <tr> <td>4.5ℓ超6ℓ以下</td> <td>27,200</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>6ℓ超</td> <td>40,700</td> <td>111,000</td> </tr> <tr> <td>最大積載量 1t以下</td> <td>6,500</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>1t超2t以下</td> <td>9,000</td> <td>11,500</td> </tr> <tr> <td>2t超3t以下</td> <td>12,000</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>3t超4t以下</td> <td>15,000</td> <td>20,500</td> </tr> <tr> <td>4t超5t以下</td> <td>18,500</td> <td>25,500</td> </tr> <tr> <td>5t超6t以下</td> <td>22,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>6t超7t以下</td> <td>25,500</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <td>7t超8t以下</td> <td>29,500</td> <td>40,500</td> </tr> <tr> <td>8t超</td> <td>1t増毎 に4,700円 加算</td> <td>1t増毎 に6,300円 加算</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	(年額円)	(年額円)	営業用	自家用	乗 用 車	総排気量		1ℓ以下 電気自動車	7,500	29,500	1ℓ超1.5ℓ以下	8,500	34,500	1.5ℓ超2ℓ以下	9,500	39,500	2ℓ超2.5ℓ以下	13,800	45,000	2.5ℓ超3ℓ以下	15,700	51,000	3ℓ超3.5ℓ以下	17,900	58,000	3.5ℓ超4ℓ以下	20,500	66,500	ト ラ ック 〔 タ ン ク 車 を 含 む〕	4ℓ超4.5ℓ以下	23,600	76,500	4.5ℓ超6ℓ以下	27,200	88,000	6ℓ超	40,700	111,000	最大積載量 1t以下	6,500	8,000	1t超2t以下	9,000	11,500	2t超3t以下	12,000	16,000	3t超4t以下	15,000	20,500	4t超5t以下	18,500	25,500	5t超6t以下	22,000	30,000	6t超7t以下	25,500	35,000	7t超8t以下	29,500	40,500	8t超	1t増毎 に4,700円 加算	1t増毎 に6,300円 加算	同 左 同 左
区 分	(年額円)		(年額円)																																																																	
	営業用	自家用																																																																		
乗 用 車	総排気量																																																																			
	1ℓ以下 電気自動車	7,500	29,500																																																																	
	1ℓ超1.5ℓ以下	8,500	34,500																																																																	
	1.5ℓ超2ℓ以下	9,500	39,500																																																																	
	2ℓ超2.5ℓ以下	13,800	45,000																																																																	
	2.5ℓ超3ℓ以下	15,700	51,000																																																																	
	3ℓ超3.5ℓ以下	17,900	58,000																																																																	
	3.5ℓ超4ℓ以下	20,500	66,500																																																																	
ト ラ ック 〔 タ ン ク 車 を 含 む〕	4ℓ超4.5ℓ以下	23,600	76,500																																																																	
	4.5ℓ超6ℓ以下	27,200	88,000																																																																	
	6ℓ超	40,700	111,000																																																																	
	最大積載量 1t以下	6,500	8,000																																																																	
	1t超2t以下	9,000	11,500																																																																	
	2t超3t以下	12,000	16,000																																																																	
	3t超4t以下	15,000	20,500																																																																	
	4t超5t以下	18,500	25,500																																																																	
5t超6t以下	22,000	30,000																																																																		
6t超7t以下	25,500	35,000																																																																		
7t超8t以下	29,500	40,500																																																																		
8t超	1t増毎 に4,700円 加算	1t増毎 に6,300円 加算																																																																		

税 目	平成24年度			平成25年度
自動車税	区 分		(年額円) 営業用	(年額円) 自家用
	貨客兼用車	総排気量10 以下		
		1 t 以下	10,200	13,200
		1 t 超 2 t 以下	12,700	16,700
		総排気量10 超1.50 以下		
		1 t 以下	11,200	14,300
		1 t 超 2 t 以下	13,700	17,800
	総排気量1.50 超			
	1 t 以下	12,800	16,000	
	1 t 超 2 t 以下	15,300	19,500	
	けん引車	普通自動車 小型自動車	15,100 7,500	20,600 10,200
	被けん引車	普通最大積載量8t以下 8t超 小型自動車	7,500 1 t 増毎 に3,800円 加算 3,900	10,200 1 t 増毎 に5,100円 加算 5,300
バス	乗車定員30人以下 一 30人超40人以下 般 40人超50人以下 乗 50人超60人以下 合 60人超70人以下 用 70人超80人以下 80人超	12,000 14,500 17,500 20,000 22,500 25,500 29,000	/	
バス	乗車定員30人以下 そ 30人超40人以下 の 40人超50人以下 50人超60人以下 60人超70人以下 他 70人超80人以下 80人超	26,500 32,000 38,000 44,000 50,500 57,000 64,000	33,000 41,000 49,000 57,000 65,500 74,000 83,000	

税 目	平成24年度				平成25年度														
自動車税	区 分		(年額円) 営業用	(年額円) 自家用															
	靈 き ゆ う 車	普通自動車	12,100	16,400															
		小型自動車	7,200	9,900															
	特 殊 用 途 車 (タ ン ク 車 除 く)	キ ャ ン ピ ン グ 車	総排気量10以下			23,600													
			10超1.50以下			27,600													
			1.50超20以下			31,600													
			20超2.50以下			36,000													
			2.50超30以下			40,800													
			30超3.50以下			46,400													
			3.50超40以下			53,200													
40超4.50以下			61,200																
そ の 他	普通自動車	20,400	27,700																
	小型自動車	9,500	13,000																
三 輪 車	小型自動車		4,500	6,000															
※ ローターエンジン車は、作動室総容積×1.5に相当する総排気量の税率が適用される。																			
※ 学校の通学用バスの税率の特例																			
自家用に該当するバスのうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が所有し、もっぱらその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に供するものについては、次のとおり																			
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">乗車定員が30人以下のもの</td> <td style="width: 50%;">年額 12,000円</td> </tr> <tr> <td>乗車定員が30人を越え40人以下のもの</td> <td>年額 14,500円</td> </tr> <tr> <td>乗車定員が40人を越え50人以下のもの</td> <td>年額 17,500円</td> </tr> <tr> <td>乗車定員が50人を越え60人以下のもの</td> <td>年額 20,000円</td> </tr> <tr> <td>乗車定員が60人を越え70人以下のもの</td> <td>年額 22,500円</td> </tr> <tr> <td>乗車定員が70人を越え80人以下のもの</td> <td>年額 25,500円</td> </tr> <tr> <td>乗車定員が80人を越えるもの</td> <td>年額 29,000円</td> </tr> </table>						乗車定員が30人以下のもの	年額 12,000円	乗車定員が30人を越え40人以下のもの	年額 14,500円	乗車定員が40人を越え50人以下のもの	年額 17,500円	乗車定員が50人を越え60人以下のもの	年額 20,000円	乗車定員が60人を越え70人以下のもの	年額 22,500円	乗車定員が70人を越え80人以下のもの	年額 25,500円	乗車定員が80人を越えるもの	年額 29,000円
乗車定員が30人以下のもの	年額 12,000円																		
乗車定員が30人を越え40人以下のもの	年額 14,500円																		
乗車定員が40人を越え50人以下のもの	年額 17,500円																		
乗車定員が50人を越え60人以下のもの	年額 20,000円																		
乗車定員が60人を越え70人以下のもの	年額 22,500円																		
乗車定員が70人を越え80人以下のもの	年額 25,500円																		
乗車定員が80人を越えるもの	年額 29,000円																		

税 目	平成24年度	平成25年度													
自動車税	<p>グリーン化税制</p> <p>1 環境負荷の小さい自動車 平成24年度及び平成25年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度の税を軽減</p> <table border="1" data-bbox="395 443 877 797"> <thead> <tr> <th>対 象 車</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気、天然ガス、プラグインハイブリッド車</td> <td rowspan="2">約50% 軽減</td> </tr> <tr> <td>「平成27年度燃費基準+20%以上達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」</td> </tr> <tr> <td>「平成27年度燃費基準+10%以上達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」</td> <td rowspan="2">約25% 軽減</td> </tr> <tr> <td>「平成27年度燃費基準達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ・新低排出ガス★★★★とは、最新排出ガス規制値(平成17年基準)より有害物質を75%以上低減させたもの</p> <p>2 環境負荷の大きい自動車 新車新規登録から次の年数を超えている自動車について、その翌年度から重課</p> <table border="1" data-bbox="370 1111 903 1276"> <thead> <tr> <th>対 象 車</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新車登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">約10% 重課</td> </tr> <tr> <td>新車登録から13年を超えているガソリン車、LPG車</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く</p>	対 象 車	措 置	電気、天然ガス、プラグインハイブリッド車	約50% 軽減	「平成27年度燃費基準+20%以上達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」	「平成27年度燃費基準+10%以上達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」	約25% 軽減	「平成27年度燃費基準達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」	対 象 車	措 置	新車登録から11年を超えているディーゼル車	約10% 重課	新車登録から13年を超えているガソリン車、LPG車	<p>同 左</p> <p>同 左</p>
対 象 車	措 置														
電気、天然ガス、プラグインハイブリッド車	約50% 軽減														
「平成27年度燃費基準+20%以上達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」															
「平成27年度燃費基準+10%以上達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」	約25% 軽減														
「平成27年度燃費基準達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」															
対 象 車	措 置														
新車登録から11年を超えているディーゼル車	約10% 重課														
新車登録から13年を超えているガソリン車、LPG車															
鉱区税	<p style="text-align: center; border: 2px solid black; padding: 5px;">総排気量、最大積載量等に応じた税額については、条例参照</p> <p>1. 砂鉱を目的としないもの</p> <p>(1) 試掘鉱区</p> <p>ア 石油又は可燃性天然ガス鉱区 面積 100アールごとに 年額 イの2/3</p> <p>イ その他の鉱区 面積 100アールごとに 年額 200円</p> <p>(2) 採掘鉱区</p> <p>ア 石油又は可燃性天然ガス鉱区 面積 100アールごとに 年額 イの2/3</p>	<p>同 左</p>													

税 目	平成24年度	平成25年度
鉦区税	イ その他の鉦区 面積 100アールごとに 年額 400円	
	2. 砂鉦を目的とするもの 面積 100アールごとに 年額 200円	同 左
狩猟税	1. 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で2に規定する者以外の者 16,500円	同 左
	2. 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者 11,000円	同 左
	3. 網又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で4に規定する者以外の者 8,200円	同 左
	4. 網又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者 5,500円	同 左
	5. 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円	同 左
	※平成25年3月31日まで対象鳥獣捕獲員の場合、それぞれの区分の1/2の税率	※平成28年3月31日まで対象鳥獣捕獲員の場合、それぞれの区分の1/2の税率
県固定資産税	大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額 100分の1.4	同 左
自動車取得税	自動車 自家用 100分の5 営業用 100分の3 軽自動車 100分の3	同 左
軽油引取税	1キロリットルにつき 32,100円	同 左

2 県税の電算処理状況

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
法人県民税 法人事業税 (S46.4)	法人から提出された各種の申告書及び更正決定決議書等を毎月入力し、当該月調定に係る法人別内訳書と月報を作成する。累積された課税マスターから課税状況等の統計表を作成する。 また、法人管理マスター及び見込納付マスターにより、申告書・納付書のプレプリントや課税台帳を作成する。	1. 申告書、更正決定決議書 2. 利子割都道府県別明細書 3. 設立等申告書 4. 見込納付入力	随時 " " "	1. 法人別内訳書 2. 調定月報 3. 各種月報資料 4. 申告書送付一覧 5. 申告書・納付書 6. 期限後・不申告一覧 7. 予算見積資料 8. 課税状況調査資料 9. 法人アンケート 10. 更正決定通知書	毎月 " " " " " " 7・10・ 12月 6月 6・11月 随時
(H1.4)	(オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税データの入力を行う。				
(H16.4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				
(H21.4)	(地方法人特別税導入に関する対応)				
個人事業税 (S49.4)	7月の定期課税、随時課税にかかる納税通知書、調定内訳書、課税月報等を作成する。累積された課税状況等の調査資料を作成する。	1. 基本報告書 2. 申告書 3. 更正連絡票 4. 減免額連絡票	5月 随時 " "	1. 納税通知書兼領収書 2. 領収済控 3. 領収済通知書 4. 調定(減免)内訳書 5. 調定月報 6. 賦課一覧 7. 課税状況等調査資料 8. 地方交付税調査資料	8月 随時 " " " " 9月 4月
(S62.4)	(オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税データの入力を行う。				
(H16.4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				
(H23.1)	(所得税確定申告書等データ連携(国税連携)に対応)				
自動車税 (S45.4)	(賦課事務) 富山運輸支局が入手する自動車登録及び車検情報を地方自治情報センター経由でデータの提供を受け、これを自動車税申告書による異動データと突き合わせて課税マスターの作成更新を行い、このマスターに基づき納税通知書等に関する各種帳票を作成する。	1. 分配テープ 2. 申告書 (1) 新規 (2) 移転・変更 3. 特処理連絡票	毎月 " "	1. 納税通知書 2. 納付書兼領収証書 3. 領収済通知書 4. 調定決議書 5. 調定月報 6. 増減一覧 7. 課税状況調査資料 8. 地方交付税調査資料	4月 " " " " 随時 随時 4月 9月

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
(S48. 10)	(収納管理事務) OCR 活字で印刷された領収 済通知書を磁気テープにし、 これにより、消込を行い、督 促状の発行、決算資料の作成 等を行う。				
(S61. 4)	(オンラインシステム稼働) 課税、収納状況の照会及び 各種のデータの入力、納税証 明書の発行事務を行う。				
(H16. 4)	(新税務オンラインシステム に再構築稼働)				
自動車 取得税	自動車取得税申告書の分類 集計	1. 申告書(新規) 2. 申告書(移転変更) 3. 申告書(軽)	毎月 " "	1. 月報 2. 課税標準段階別課税状況調 (新車) 3. 課税標準段階別課税状況調 (中古車)	毎月 " "
(H2. 4)	(オンラインシステム稼働) 課税標準及び税額の照会を 行う。				
(H16. 4)	(新税務オンラインシステム に再構築稼働)				
ゴルフ場利 用税・軽油 引取税 (S57. 8)	(課税事務) 申告書及び納付書に業者名 等を印字し、業者へ配布する。 業者から提出される申告書 及び登録申請書等を入力し調 定決議書及び調定内訳書等を 作成する。 累積された申告書から課税 状況等の統計表を作成する。	1. 登録申請書 2. 申告書 3. 更正決定連絡票	毎月 " "	1. 調定決議書 2. 調定内訳書 3. 不申告加算金決定通知書・ 納付書 4. 申告催告書 5. 申告書・納付書 6. 報償金一覧	毎月 " " " 8・2月 8・2月
(H16. 4)	(新税務オンラインシステム 開発時に構築稼働)				

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
不動産 取得税 原始 (S59.7) 承継 (S61.4) (H3.7) (H16.4)	(原始及び承継取得課税事務) 固定資産税賦課用磁気テー プや市町村及び登記所から収 集した賦課資料を入力して納 税通知書等の各種帳票を作成 する。 累積された課税マスターか ら課税状況等の統計表を作成 する。 (オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税デ ータの入力を行う。 (新税務オンラインシステム に再構築稼働)	1. 課税マスター入力票(原 始) 2. 課税マスター入力票(承 継)	毎月 "	1. プループリスト 2. 納税通知書 3. 課税台帳 4. 課税資料一覧表 5. 納税者照会用はがき 6. 調定内訳書 7. 課税状況調	毎月 " " " " " " 5月
県民税利子 割 (S63.4) (H2.4)	指定金融機関で作成した申 告書データを利用し、修正、 更正・決定データとあわせて 当該月調定に係る課税台帳、 調定何等を作成する。 累積された課税マスターか ら課税状況調等の統計表を作 成する。 (オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税デ ータの入力を行う。	1. 領済テープ(申告書デー タ) 2. 更正・決定決議書 3. 設立申請書・廃止届登録 用紙	毎日 毎月 随時	1. 調定内訳書 2. 課税台帳 3. 調定伺 4. 期限後・不申告一覧 5. 税額一覧 6. 支払額一覧 7. 課税状況調査資料 8. 登録台帳 9. 申告書	毎月 " " 随時 " " 6月 随時 3月
県民税配当 割、県民税 株式等譲渡 所得割 (H16.1) (H16.4)	(県民税配当割、県民税株式 譲渡所得割については、新税 務オンラインシステムから対 応) (新税務オンラインシステム に再構築稼働)				
諸 税 (H3.4) (H16.4)	(オンラインシステム稼働) 個人県民税、県たばこ税、 鉦区税等の課税情報データの 入力を行う。 (新税務オンラインシステム に再構築稼働)	1. 調定決議書 2. 申告書	随時 "	1. 調定伺 2. 課税状況調 3. 県税徴収状況報告書 4. 県税決算書 5. 課税状況調	毎月 " " 6月 "

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
収納共通 (S58.4)	(収納事務) 指定金融機関からの領済データを利用し、各税の消込を行うとともに、管理・徴収関係の諸帳票を入力することにより、収入報告書、督促状等を作成する。	1. 領済テープ 2. 還付申請書	毎日 随時	1. 収入日計表 2. 消込保留・消込過誤納一覧 3. 県税等収入報告書 4. 収入状況表 5. 督促状・滞納金整理票 6. 還付通知書・還付確定一覧表	毎日 〃 毎月 〃 〃 〃
(S62.4)	(オンラインシステム稼働) 端末機から収納情報の照会及び各種データの入力を行う。 ・システムの取扱税目 個人事業税、 不動産取得税、 利子割県民税、 法人二税、間税三税、 諸税 ・全税目の名寄せが可能				
(H16.4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				
(H18.4)	コンビニ納付に対応（自動車税定期賦課分）				
(H23.4)	コンビニ納付に対応（自動車税督促状分）				
債権管理 (S58.4)	(収納共通の一部として稼働)				
(H16.4)	(新税務オンラインシステム開発時に収納共通より分離して再構築稼働) 端末機から滞納状況の照会及び差押等の滞納処分状況の入力を行う。 滞納者一覧表、催告状、徴収状況報告書等の債権管理関係帳票を作成する。	1. 各種滞納処分決議書 2. 徴収・換価猶予決議書	随時 〃	1. 徴収状況報告書 2. 不納欠損処理報告書 3. 滞納者一覧表 4. 催告状 5. 差押通知書	毎月 〃 〃 随時 〃